

# 山梨県公報

号外第二十二号

平成十五年

三月二十七日

木 曜 日

## 目 次

人事委員会

職員に関する規則の一部を改正する規則……………一

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………一

給料の半減に関する規則の一部を改正する規則……………四

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則……………五

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則……………八

教育公務員特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……………八

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第五号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和五十九年山梨県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「おいては」を「おいて、第一号から第四号までのいずれかに該当するときは」に改める。

第十六条第一項中「に係る」の下に「昇任の」を加え、同条第二項中「選考」を「採用又は昇任」に改める。

別表第七に次の一号を加える。

八 地方公務員法の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第六条第一項の規定に基づき任期を定めて採用される職で選考方法につき人事委員会の定める基準を満たすもの

別表第八の第六号中「(平成三年法律第百十号)」を削る。

### 附 則

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

### 山梨県人事委員会規則第六号

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 坂 本 宏

山梨県職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表九級の項6中「次長又は課長」を「次長等」に改め、同表十級の項2中「技監」の下に「、総括技術審査監」を加え、「、体育振興監」を削り、同表十一級の項2中「理事」を「政務理事、理事」に改め、同項5中「局長等」を「局長又は出先機関の長」に改める。

別表第二第三号の表五級の項及び六級の項中「義肢装具士長」の下に「、歯科衛生士長」を加える。

別表第十中福祉保健部衛生業務課の項中「三」を「二」に改め、同表甲陽学園の項中「職員以外の職員」を「者以外の者」に、「認める職員」を「認めるもの」に、「一」を「人事委員会が必要と認める調整数」に改め、同表あけぼの医療福祉センターの項を次のように改める。

あけぼの医療福祉センター	職 務	数
(1) 重症心身障害児の保育に直接従事することを本務とする保育士(交替制により勤務する者に限る。)		五
(2) 重症心身障害児の看護に直接従事することを本務とする看護師及び准看護師(交替制により勤務する者に限る。)		四
(3) 重度肢体不自由児及び肢体不自由児の保育に直接従事することを本務とする保育士(1に掲げる者以外の者で交替制により勤務するものに限る。)	三・五	
(4) 重度肢体不自由者の介護職員としての職務に従事する職員(交替制により勤務する者に限る。)		
(5) 重症心身障害児の保育に直接従事することを本務とする保育士(1及び3に掲げる者を除く。)		
(6) 重度肢体不自由者の生活支援に直接従事することを本務とする生活支援員及び保育士(1、3及び5に掲げる		三

育精福祉センター	(2) 重度知的障害児の保護及び生活支援に直接従事することを本務とする生活支援員、保育士及び介護職員としての職務に従事する職員(1に掲げる者以外の者で交替制	四・五
	(1) 重度知的障害児の保護及び生活支援に直接従事することを本務とする生活支援員及び保育士(交替制により勤務する者に限る。)	五
別表第十育精福祉センターの項を次のように改める。		
(2)(20) 福祉指導幹	1から20までに掲げる者以外の者で人事委員会が調整を必要と認めるもの	人事委員会が必要と認める調整数
(19) 所長		給料表(医療職)の者(一)又は(二)つては(二)
(18) 及び(17)に掲げる者を除く。	重度肢体不自由者の生活支援及び職業指導に直接従事すること(17)に掲げる者を除く。	一・五
(17) を本務とする看護師及び准看護師(2、7及び11)に掲げる者を除く。		
(16)(15) 歯科衛生士及び心理判定員	歯科衛生士及び心理判定員 検査科に勤務し、結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	二
(14) 及び(13)(12) 常時放射線の照射(撮影を含む。)を行う放射線技師	生活支援及び職業指導に直接従事することを本務とする職員	二
(11) 重症心身障害児の看護に直接従事することを本務とする看護師及び准看護師(2及び7)に掲げる者を除く。		
(10) 及び(9) 保育士(1、3、5、6及び8)に掲げる者を除く。	理学療法士、作業療法士、あん摩マッサージ指圧師及び言語訓練に従事する職員	二・五
(8) を本務とする保育士(1、3、5及び6)に掲げる者を除く。		
(7) 援に直接従事することを本務とする看護師及び准看護師(2)に掲げる者以外の者で交替制により勤務するものに限る。		

北病院	(9) を必要と認めるもの	人事委員会が必要と認める調整数
	(8) 院長及び副院長	給料表(医療職)の者(一)又は(二)つては(二)
(7) 及び(6)に掲げる者を除く。	検査科に勤務し、結核菌その他の病原体を直接取り扱うことを常例とする職員	
(5) 常時放射線の照射(撮影を含む。)を行う放射線技師	生活支援科に勤務し、常時患者の相談及び援助の業務に従事する職員	
(4)(3)(2) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士		二
(1) 精神病患者の看護に直接従事する看護師及び准看護師		
(8) 放射線科に勤務する看護師及び准看護師		
別表第十中央病院の項中「総放射線技師長」の下に「、総検査技師長」を加え、同項中「(8) 放射線科に勤務する看護師及び准看護師」を「(10)908) 放射線科に勤務する看護師、臨床工学技士で人事委員に勤務し、常時患者の相談及び援助の業務に従事する職員」に改め、同表北病院の項を次のように改める。		
(7)(6) 所長、児童指導幹及び成人指導幹	1から6までに掲げる者以外の者で人事委員会が必要と認めるもの	人事委員会が必要と認める調整数
(5) 知的障害児又は知的障害者の教育、生活支援及び作業指導に直接従事することを本務とする看護師、准看護師及び保健師		二
(4) 知的障害児又は知的障害者の教育、生活支援及び作業指導に直接従事することを本務とする生活支援員、作業指導員及び保育士(1から3までに掲げる者を除く。)		三
(3) 知的障害児(重度知的障害者を除く。)又は知的障害者(重度知的障害者を除く。)の生活支援に直接従事することを本務とする生活支援員、保育士及び介護職員としての職務に従事する職員(1及び2に掲げる者以外の者で交替制により勤務するものに限る。)		四

別表第十食肉衛生検査所の項中「職員以外の職員」を「者以外の者」に、「認める職員」を「認めるもの」に改め、同表精神保健福祉センターの項を次のように改める。

精神保健福祉センター	(1) 常時精神病患者の診断（鑑定）に直接従事する医師（2）に掲げる者を除く。）	二
	(2) 所長（医師に限る。）	一（医療職給料表にあり等級は二）
	(3) 精神病患者の心理検査及び心理療法に直接従事することを常例とする心理判定員	一
	(4) 精神病患者の作業療法に直接従事することを常例とする作業療法士	
	(5) 1)から4)までに掲げる者以外の者で人事委員会が必要と認めるもの	人事委員会が必要と認める調整数

別表第十精神保健福祉センターの項の次に次のように加える。

産業技術短期大学校	常時職業訓練業務に直接従事する職員	二
高等技術専門学校	常時職業訓練業務に直接従事する職員	二
農業大学校	常時農業教育業務に直接従事する職員	二
家畜保健衛生所	常時家畜の伝染病予防、診断及び保健衛生上必要な試験、検査等の業務に直接従事する獣医師	一

別表第十言学校、ろう学校、養護学校の項中「一」を「人事委員会が必要と認める調整数」に改め、同項の次に次のように加える。

警察本部	警察航空隊に所属し、航空機の整備業務に従事する職員（一等航空整備士に限る。）	一・五
------	--	-----

別表第十三知事部局の部本庁の項中「県民室長」を「県民室長 政務理事」に、

次長	三種（人事委員会）が認める者にあつては二種）	を	次長	三種（人事委員会）が認める者にあつては二種）	に、
----	------------------------	---	----	------------------------	----

ては二種）

総括技術審査監 三種

企画調整主幹 企画調整主幹 保健監 施設防災対策監

を「施設防災対策監」に、「廃棄物対策指導監」を「廃棄物対策指導監」に、「産業交流監」を「産業交流監」に改め、同部峡中地域振興局の項中

環境保健指導 環境保健指導 七種

を

環境保健指導 七種

に改め、同部峡東地域

環境保健指導 七種

を

環境保健指導 七種

に改め、同部峡南地域

森林保全 七種

を

森林保全 七種

に改め、同部峡北地域

森林保全 七種

を

森林保全 七種

に改め、同部富士北麓

環境保全 七種

を

環境保全 七種

に改め、同部富士北麓

森林保全 七種

森林保全 七種

農村整備振興幹 七種

を  
工事施工管理幹 八種

に改め、同部都留児童

相談所の項中

次長 七種  
を  
次長 七種  
児童虐待  
対策幹 八種(人事委員  
会が認める者に  
あつては七種)

に改め、同部障害者相談所の

項中

所長 六種(人事委員  
会が認める者に  
あつては五種)

を

次長 七種(人事委員  
会が認める者に  
あつては六種)  
所長 六種(人事委員  
会が認める者に  
あつては五種)

に改め、同部北病

院の項中「七種(人事委員会が認める者にあつては六種)」を「六種」に改め、同部衛生公害研究所の項中

所長 五種(人事委員  
会が認める者に  
あつては四種)

を

副所長 六種(人事委員  
会が認める者に  
あつては五種)  
所長 五種(人事委員  
会が認める者に  
あつては四種)

に改め、同部食肉衛

生検査所の項中

次長 七種(人事委員  
会が認める者に  
あつては六種)

を

所長 七種(人事委員  
会が認める者に  
あつては六種)  
食肉検査  
指導幹 八種(人事委員  
会が認める者に  
あつては七種)

に改め、同部工業

技術センターの項を次のように改める。

工業技術セン ター	所長	一種
		四種(人事委員会が認める者にあつては二種又は三

副所長	種 研究職給料表の適用を受ける者にあつては五種(人事委員会が認める者にあつては四種)
特別研究員	六種(人事委員会が認める者にあつては五種)
次長	七種(人事委員会が認める者にあつては六種)
研究管理幹	八種(人事委員会が認める者にあつては七種)

別表第十三教育委員会の部本庁の項中「適応指導監」を「施設管理監」に改め、同部

埋蔵文化財センターの項中「七種」を「七種(人事委員会が認める者にあつては六種)」

に改め、同部総合教育センターの項中「教科研究研修部長」「教育指導部長」を「領域研究研修部長」「研究開発部長」に改

める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十五年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第十に掲げる職員のうち次の各号に掲げる職員の平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間における調整数については、同表の規定にかかわらず当該各号に定める調整数とする。  
一 福祉保健部衛生業務課の項に掲げる職員並びに北病院の項に掲げる(1)及び(7)の職員 二・五  
二 北病院の項に掲げる(8)の職員及び精神保健福祉センターの項に掲げる(2)の職員 一・五(医療職給料表(二)三級の者にあつては二)

三 農業大学の項に掲げる職員 三  
3 改正後の規則別表第十農業大学の項に掲げる職員の平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間における調整数については、同表の規定にかかわらず二・五とする。

山梨県人事委員会規則第七号

給料の半減に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県人事委員会



委員長 坂本 宏

給料の半減に関する規則の一部を改正する規則  
給料の半減に関する規則（昭和六十一年山梨県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第一条から第四条までの規定中「附則第六項」を「附則第五項」に、「附則第八項」を「附則第七項」に改める。

#### 附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給料の半減に関する規則の規定は、平成十五年一月一日から適用する。

#### 山梨県人事委員会規則第八号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県人事委員会

委員長 坂本 宏

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「及び自動車税事務所」を「又は自動車税事務所」に、「及び徴収」を「若しくは徴収」に、「事務又はその補助事務」を「業務又はその補助業務」に改め、同条第二項の表中「及び」を「又は」に、「一万千五百円」を「一万二千五百円」に、「一万円」を「一万五百円」に改める。

第三条第一項中「地域振興局」を「地域振興局健康福祉部」に、「富士ふれあいセンター」、中央病院又は北病院」を「又は富士ふれあいセンター」に、「次の各号に定める」を「次に掲げる」に改め、同項第一号中「及び指揮監督を行う職員」を削り、同条第二項中「勤務一月」を「勤務一日」に、「勤務一日」を「業務に従事した日一日」に改める。

第六条第一項中「、家畜保健衛生所」を削り、「又は酪農試験場」を「、酪農試験場又は農業大学校」に、「種雄牛馬及び豚の自然交配若しくは精液の採取又はこれらの作業の準備のため種雄牛馬及び豚を御する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 種雄牛馬又は種雄豚の精液の採取又は自然交配の作業

二 前号の作業の準備のため種雄牛馬又は種雄豚を御する作業

第七条を次のように改める。

#### 第七条 削除

第九条第一項中「と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十条に規定する獣畜のと殺解体作業」を「次に掲げる業務」に改め、同項に次の各号を加える。

一 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第十条に規定する獣畜のと殺解体業務

二 食鳥のと殺解体業務

第十二条第一項中「、地域振興局」及び「、峡北農業高等学校」を削る。

第十三条を次のように改める。

#### 第十三条 削除

第十五条第一項中「、地域振興局」を「、地域振興局企画振興部、地域振興局林務環境部、地域振興局農務部、地域振興局建設部」に改め、「、計量検定所」を削り、「次の各号のいずれかの」を「次に掲げる」に改める。

第十六条を次のように改める。

#### 第十六条 削除

第十七条第一項中「地域振興局」を「地域振興局林務環境部」に、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）又は浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の規定により、使用に供されているし尿浄化槽その他のし尿処理施設の検査」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十九条の規定によるし尿処理施設（現に使用に供されているものに限る。）の立入検査業務

二 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第五十二条の規定に基づく浄化槽（現に使用に供されているものに限る。）の立入検査業務

第十八条の見出しを「（特殊自動車運転等作業手当）」に改め、同条第一項中「特殊自動車運転作業手当」を「特殊自動車運転等作業手当」に、「道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）別表第一に定める大型特殊自動車、大型自動車（大型免許を必要とする車をいう。以下同じ。）又は大型自動車」を「道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第二条の表に定める大型特殊自動車又は大型自動車若しくはこれ」に、「道路の維持管理、農耕、普及宣伝、検査、検診、調査、研究等のために当該車両の運転」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 道路の維持管理、農耕、普及宣伝、検査、検診、調査、研究等のための当該車両の運転作業

二 当該車両へ添乗して行う患者又は児童若しくは生徒の介助及び安全確保のための作業

第十九条第一項中「ダム」の維持又は管理の」を「次に掲げる」に、「技術職員」を

「職員」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 大雨又は雷雨等の悪天候下におけるダム管理の作業
- 二 堤体内、堤体法面若しくは洪水吐ゲート上で行う測量、検査又は調査作業
- 三 ダム湖において行う流木等の除去、採水又は巡視のための船上作業
- 四 堤体法面、管理用道路又は観測所に係る管理作業のうち足場の不安定な箇所における作業

第十九条第二項中「勤務一月につき六千五百円」を「作業に従事した日一日につき四百八十円」に改める。

第二十条を次のように改める。

**第二十条 削除**

第二十二條を次のように改める。

**第二十二條 削除**

第二十三條第一項中「地域振興局」を「地域振興局健康福祉部、地域振興局林務環境部」に改める。

第二十四條を次のように改める。

**第二十四條 削除**

第二十五条の三第一項中「消防実技訓練」を「訓練礼式、ポンプ線法訓練、体育訓練、救急実技訓練、火災防御訓練、救助訓練、水防訓練又は危険物実技訓練」に、「従事する」を「従事した」に改め、同条第二項中「勤務一月につき四千八百円」を「指導に従事した日一日につき三百二十円」に改める。

第二十五条の六第一項中「果樹試験場」の下に、「酪農試験場」を加える。

第二十六条中「編成」を「編制」に、「次の各号」を「次」に改める。

第三十二条の三第一項中「交通取締用又は警ら用自動車その他特殊自動車」を「緊急自動車等特殊自動車（人事委員会が認めるものに限る。）」に、「作業及び」を「業務又は」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 緊急自動車等特殊自動車の運転業務 二百七十円
- 二 普通自動車運転免許技能試験業務 二百三十円

第三十二条の六第二項を次のように改める。  
2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に定める業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 警ら用自動車に乗務して行う警らの業務 四百二十円
- 二 前号以外の警ら（湖上警らを含む。）の業務 三百四十円

第三十二条の九を次のように改める。

（交通警察業務手当）

**第三十二条の九** 交通警察業務手当は、中央自動車道、東富士五湖道路及び中部横断自動車道（以下「高速自動車国道等」という。）又は高速自動車国道等以外の道路（以下「一般道路」という。）において、次に掲げる業務に従事した警察職員に対して支給する。

- 一 交通人身事故の捜査、暴走族に係る捜査若しくは取締り又は飲酒運転、無免許運転等の悪質かつ危険な交通違反の捜査若しくは取締りの業務（人事委員会が認めるものに限る。）
- 二 交通取締専従二輪自動車又は交通取締用自動車に乗務して行う交通取締りの業務
- 三 交通整理、交通取締り又は交通事故処理の業務（前二号に掲げる業務を除く。）

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の業務

イ 高速自動車国道等における業務 八百四十円

ロ 一般道路における業務 五百六十円

二 前項第二号の業務

イ 交通取締専従二輪自動車に乗務して行う業務 五百六十円

ロ 高速自動車国道等において交通取締用自動車に乗務して行う業務 五百六十円

ハ 一般道路において交通取締用自動車に乗務して行う業務 四百二十円

三 前項第三号の業務

イ 高速自動車国道等における業務 四百六十円

ロ 一般道路における業務 三百十円

3 前項の規定にかかわらず、第一項第一号に掲げる業務が日没時から日出時までの間に行われた場合にあつては、同号の手当の額は、前項第一号に定める額にその百分の五十に相当する額を加算した額とする。

第三十二条の十第一項に次の一号を加える。

三 刑事調査官が行う死体の検死の作業

第三十二条の十第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、一体につき、次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第一号の作業 三千二百円

二 前項第二号の作業 千六百円

三 前項第三号の作業 三千二百円

第三十二条の十に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、第一項第二号に掲げる作業のうち、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業に従事した場合にあつては、同号の手当の額は、前項第二号に定める額にその百分の百に相当する額を加算した額とする。

第三十二条の十二第一項中「(以下、「航空機」といふ。)(及び「整備業務に従事する職員については地上整備を含む。)」を削り、「次の各号」を「次」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、搭乗した時間一時間につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、一の月の総額は、第一号に掲げる警察職員にあつては同号に定める額に五十を乗じて得た額を、第二号に掲げる警察職員にあつては同号に定める額に二十五を乗じて得た額を超えることができない。

一 操縦業務に従事する警察職員 五千百円

二 整備業務に従事する警察職員 二千二百円

三 その他業務に従事する職員 千九百円

第三十二条の十二第三項中「次の各号」を「次」に改め、「(第二号(1)から(3)までを除く。以下同じ。)」を削り、「手当額に、」を「額に、」に改め、「につき前項各号」を「につき同項各号」に改め、「前項第一号の場合の」を削り、「同号に定める手当額に五十を乗じて得た額に百分の三十を」を「同項第一号に掲げる警察職員に加算する場合にあつては同号に定める額に五十を乗じて得た額に百分の三十を乗じて得た額を、同項第二号に掲げる警察職員に加算する場合にあつては同号に定める額に二十五を乗じて得た額に百分の三十を」に改め、同項第二号中「作業」を「業務」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 日没時から日出時までの間における緊急飛行

第三十二条の十二第三項第四号中「作業」を「業務」に改める。

第三十二条の十二に次の一項を加える。

4 第二項第三号に掲げる職員のうち人事委員会が別に定める業務に従事した職員その日の手当の総額は、前二項の規定により得られる額に千五百円を加算した額とする。

第三十四条を次のように改める。

**第三十四条** 職員給与と条例第十一条及び学校教育職員給与と条例第十一条の規定により給料の調整額を受ける職員には、防疫等作業手当、種痘牛馬取扱手当、精神保健福祉業務従事手当、有害薬物取扱手当、放射線取扱手当(第十四条第一項第一号の作業に限る。)(特殊自動車運転等作業手当(第十八条第一項第二号の作業に限る。)(保健衛生業務従事手当、分娩介助手当及び病院業務従事手当は支給しない。

2 医療職給料表(三)の適用を受ける職員には、社会福祉業務従事手当、防疫等作業手当

精神保健福祉業務従事手当、放射線取扱手当(第十四条第一項第一号の作業に限る。)(保健衛生業務従事手当及び病院業務従事手当は支給しない。

3 保健衛生業務従事手当の支給を受ける職員には、社会福祉業務従事手当、防疫等作業手当、精神保健福祉業務従事手当、有害薬物取扱手当及びし尿浄化槽等検査手当は支給しない。

4 医師診療実験従事手当の支給を受ける職員には、病院業務従事手当は支給しない。

5 刑事手当の支給を受ける警察官、犯罪鑑識手当の支給を受ける警察職員及び少年補導手当の支給を受ける少年補導職員には、特殊自動車運転手当、看守、護送手当、術科指導手当、警ら手当及び交通警察業務手当は支給しない。

6 同一の日において、特殊自動車運転手当、看守、護送手当、術科指導手当、警ら手当及び交通警察業務手当に係る業務のうち二以上の業務に従事した場合にあつては、従事した業務のうち手当の額の最も高い業務(当該業務が二以上あるときは、主として従事した業務)の手当のみを支給する。

7 同一の日において、航空手当及び災害出動手当又は航空手当及び救助捜索手当(第三十二条の十一第二項の表中第二号の作業に限る。)(に係る業務に従事した場合にあつては、航空手当のみを支給する。

第三十五条中「もの」の下に「社会福祉業務従事手当(第三条第二項ただし書に規定する人事委員会が定めるものが従事した業務に限る。)(を、」第六号の作業に限る。)(の下に「ダム管理作業手当」を、「災害出動手当」の下に「消防実技訓練指導手当」を、「教育業務連絡指導手当」の下に「特殊自動車運転手当、看守、護送手当、術科指導手当、警ら手当、交通警察業務手当」を、「当該作業」の下に「又は業務」を、「おける」の下に「その日の」を加え、「の百分の六十に相当する」を「に百分の六十を乗じて得た」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特殊自動車運転手当、看守、護送手当、術科指導手当、警ら手当及び交通警察業務手当に係る業務に従事した場合で、当該業務を開始した日から引き続き翌日まで当該業務に従事したときにあつては、当該業務に従事を開始した日についてのみ当該業務に係る手当を支給する。

第三十七条に次の一項を加える。

3 任命権者は、特殊勤務実績簿及び特殊勤務整理簿(以下「特殊勤務実績簿等」といふ。)(について、前二項に規定するものにより難い場合においては、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得て別に特殊勤務実績簿等を作成することができる。この場合において、当該特殊勤務実績簿等の取扱いについては、前二項の規定を準用する。

#### 附則



この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

**山梨県人事委員会規則第九号**

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県人事委員会

委員 長 坂 本 宏

教職調整額の支給方法等に関する規則の一部を改正する規則

教職調整額の支給方法等に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「附則第六項」を「附則第五項」に改める。

**附則**

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の教職調整額の支給方法等に関する規則の規定は、平成十五年一月一日から適用する。

**山梨県人事委員会規則第十号**

教育公務員特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成十五年三月二十七日

山梨県人事委員会

委員 長 坂 本 宏

教育公務員特例法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（人事記録に関する規則の一部改正）

**第一条** 人事記録に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二43の項中「第二十条の三」を「第二十条の五」に改める。

（山梨県学校職員の給与に関する規則の一部改正）

**第二条** 山梨県学校職員の給与に関する規則（昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第八号中「第二十条の三」を「第二十条の五」に改める。

（寒冷地手当支給規則の一部改正）

**第三条** 寒冷地手当支給規則（昭和三十九年山梨県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第六号中「第二十条の三」を「第二十条の五」に改める。  
（期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正）

**第四条** 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十八年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十一号中「第二十条の三」を「第二十条の五」に改める。

（山梨県職員の育児休業等に関する規則の一部改正）

**第五条** 山梨県職員の育児休業等に関する規則（平成四年山梨県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条の二第一号中「第二十条の三」を「第二十条の五」に改める。

**附則**

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。